

○リサイクルプラザ再生家具の展示及び提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例（平成15年条例第5号。以下「条例」という。）第3条第3号に掲げる再生家具の展示及び提供の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 条例第5条第1項の規定により、再生家具の展示及び提供は、指定管理者（条例第5条の規定に基づき西いぶり広域連合リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関する業務を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(再生家具の種類)

第3条 再生家具の種類は、次のとおりとする。

- (1) 和ダンス・洋ダンス・茶ダンス
- (2) 本棚・座卓・テーブル
- (3) 机・椅子
- (4) その他指定管理者が認める再生可能な家具

(再生家具の展示)

第4条 再生家具の展示は、年3回実施するものとし、その期間は、6月及び9月の各月の1日から15日まで、並びに12月20日から翌年1月15日までとする。ただし、各期間の初日又は最終日がプラザの休館日の場合は、それらの日後最初の開館日をその期間の初日又は最終日とする。

- 2 指定管理者は、必要があると認められるときは、前項に規定する展示期間以外の期間を設定し、再生家具の展示を実施することができるものとする。

(提供価格の設定)

第5条 再生家具は、その種類、大きさ及び再生の程度を判断基準として、指定管理者が再生家具1品ごとに提供価格を設定し、展示するときは、その提供価格を再生家具に付するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の提供価格を設定する場合は、あらかじめ広域連合の承認を受けなければならない。この場合において、最低提供価格は500円とし、再生家具の状態により100円単位で加算した価格とするものとする。

3 広域連合は、第11条第2項及び第3項の規定による場合を除き、前項の規定により承認した価格で、再生家具を提供するものとする。

(提供の方法)

第6条 再生家具の提供は、第4条第1項に規定する年3回の展示期間及び同条第2項の規定による同条第1項に規定する展示期間以外の展示期間（以下これらを「展示期間」という。）において、購入希望者を募集して行うものとする。

2 前項の場合において、1点の再生家具に対し複数の購入希望者があったときは、公開抽選を実施するものとする。

(購入申込)

第7条 再生家具の購入希望者は、プラザに展示されている再生家具を確認し、再生家具購入申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を各展示期間の最終日の午後1時30分までに、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、申込みをすることができる再生家具の数は、展示期間ごとに1人3点を限度とする。

2 申込書は、原則として広域連合の関係市町（登別市を除く。）に住所を有する満18歳以上の者であって、自ら再生家具を運搬できるものでなければ提出することはできないものとする。

(購入者の決定)

第8条 各展示期間中に申込書が1通のみ提出された再生家具については、その申込書を提出した者を購入者と決定するものとする。

2 各展示期間中に申込書が複数提出された再生家具については、当該展示期間の最終日の午後2時から、第6条第2項に規定する公開抽選を指定管理者が実施し購入者を決定するものとする。

3 前2項の規定により購入者を決定したときは、指定管理者は、プラザにその結果を掲示するものとし、広域連合は、次条の納入通知書に送付に併せてその旨を当該購入者に通知するものとする。

(提供価格の納入)

第9条 前条の規定により決定した再生家具の購入者は、広域連合が発行する納入通知書により当該納入通知書に記載された納入期限までに再生家具の提供価格を納入しなければならない。

(再生家具の運搬等)

第10条 再生家具の運搬は、購入者がプラザの開館時間内に自ら行うものとする。

2 購入者は、再生家具を引き取ろうとするときは、提供価格の領収書を持参するものとする。

3 購入者が、指定された納入期限までに再生家具の提供価格を納入しない場合及び各展示期間の最終日の属する月の翌月10日（10日がプラザの休館日の場合はその日後最初の開館日）までに再生家具を引き取らない場合は、再生家具の購入の意思が無いものとみなす。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（再生家具の処分等）

第11条 各展示期間（最終日が1月の展示期間を除く。）に係る再生家具であって、申込書の提出がないもの及び前条第3項の規定により購入の意思がないものとみなされたものは、売却困難家具（第5条第2項に規定する最低提供価格以上での提供の見込みがないと指定管理者が判断し広域連合の承認を得た再生家具をいう。以下同じ。）を除き、それぞれ次回の展示期間において展示するものとする。

2 売却困難家具は、第6条の規定にかかわらず、各展示期間の翌月の11日（その日がプラザの休館日の場合はその日後最初の開館日）から末日（その日がプラザの休館日の場合はその日後最初の開館日）までに、先着順により無償で提供するものとする。

3 最終日が1月の展示期間に係る再生家具であって、申込書の提出がないもの及び前条第3項の規定により購入の意思がないものとみなされたものは、第6条の規定にかかわらず、2月の11日（その日がプラザの休館日の場合はその日後最初の開館日）から末日（その日がプラザの休館日の場合はその日後最初の開館日）までに、先着順により無償で提供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が提供することができる見込みがないと判断した再生家具については、随時廃棄することができるものとする。

5 第2項及び第3項の場合における再生家具の運搬については、指定管理者が定める期日までに行わなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、再生家具の展示及び提供に関し必要な事項は、広域連合長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

2 西いぶりリサイクルプラザ再生家具の提供に関する要綱(平成15年12月1日制定)は、廃止する。

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の西いぶりリサイクルプラザ再生家具の提供に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による再生家具の提供について決定している者に係る手続きについては、この要綱の規定にかかわらず、旧要綱の定めるところによる。

リサイクルプラザ再生家具購入申込書

		記入日		平成 年 月 日	
家具の名称			希望商品番	品号	No.
申込者	郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
	住所	室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町			
	ふりがな	<input type="text"/>			
	氏名	<input type="text"/>			
	電話番号()	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	

..... きりとりせん

リサイクルプラザ再生家具提供申込書(申込者控)

		記入日		平成 年 月 日	
家具の名称			希望商品番	品号	No.
申込者	氏名				

- 注) 1.申込は、満18歳以上の方とします。
 2.申込者が複数の場合には、抽選となります。
 3.再生家具の運搬は各自で行って下さい。
 4.代金振込み後の返金及び引取後の返品には応じられませんので、ご注意下さい。
 5.購入再生家具及び購入者氏名を掲示しますので、ご了承の上お申し込みください。